

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の作成方法)</p> <p>第4条 行政文書を作成する場合は、<u>常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により平易簡明な口語体にしなければならない。ただし、総務部長が別に定めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(行政文書の作成方法)</p> <p>第4条 行政文書を作成する場合は、<u>常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により平易簡明な口語体にしなければならない。ただし、総務部長が別に定めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。